第五十八条の二の四を次のように改める。

（五・八GHz帯、六GHz帯、六・四GHz帯又は六・九GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備）

第五十八条の二の四　電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局であつて、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下又は六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「五・八GHz帯、六・四GHz帯又は六・九GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、複信方式であること。

二　変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三　空中線電力は、二ワット以下であること。

四　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

2　電気通信業務を行うことを目的として開設された固定局であつて、五・九二五GHzを超え六・四二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの（以下「六GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局」という。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。

二　変調方式は、周波数変調（主搬送波をアナログ信号により変調するもの又はデジタル信号及びアナログ信号を複合した信号により変調するものに限る。第五十八条の二の五及び別表第二号第69において同じ。）、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

第五十八条の二の四の次に次の一条を加える。

（六・五GHz帯又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備）

第五十八条の二の四の二　六・五GHz帯又は七・五GHz帯の周波数の電波を使用する固定局（六・五七GHzを超え六・八七GHz以下又は七・四二五GHzを超え七・七五GHz以下の周波数の電波を使用する固定局（放送の業務の用に供するものを除く。）をいう。以下同じ。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、複信方式であること。

二　変調方式は、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。

三　空中線電力は、二ワット以下であること。

四　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波又は垂直偏波であること。

第五十八条の二の八を次のように改める。

第五十八条の二の八　削除

別表第一号の表注31中⑱を㉑とし、⑮から⑰までを⑱から⑳までとし、同注31⑭中「(8)」を「(7)」に改め、同⑭を同注31⑰とし、同注31中⑬を⑯とし、⑩から⑫までを⑬から⑮までとし、同注31(9)中「使用して通信系を構成する」を「使用する」に、「(6)及び(8)のイ」を「(5)及び(7)のイ」に改め、同(9)を同注31⑪とし、同⑪の次に次のように加える。

⑫　6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局　20（10^{-6}）

別表第一号の表注31⑧の次に次のように加える。

(9)　5.8GHz帯、6.4GHz帯又は6.9GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局　20（10^{-6}）

⑩　6GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局　20（10^{-6}）

別表第二号に次のように加える。

第67　6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1　変調方式が四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

(1)　チャネル間隔が2.5MHzのもの　2.5MHz

(2)　チャネル間隔が5MHzのもの　5MHz

(3)　チャネル間隔が10MHzのもの　9.5MHz

(4)　チャネル間隔が20MHzのもの　19MHz

(5)　チャネル間隔が30MHzのもの　28.5MHz

2　変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が1に規定する許容値の範囲内であること。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

fcl×サブキャリア数×1.1

fcl：クロック周波数（MHz）

第68　5.8GHz帯、6.4GHz帯又は6.9GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1　変調方式が四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合　28.5MHz

2　変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が28.5MHz以下であること。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

fcl×サブキャリア数×1.1

fcl：クロック周波数（MHz）